

川崎市動物愛護センター所長 前迫様、
譲渡担当獣医師 西村様、

平成 21 年 1 月 29 日
犬猫救済の輪
結 昭子

センター収容幼猫譲渡についての 1 月 29 日付けご返信について

前略、先に当会がお願いした質問の回答は 1 月末日までには不可能であり、2 月 6 日まで延期し、その間の譲渡は従来どおりの猫のみとのお返事を、本日メールにていただきました。

しかしながら、当会では以下の理由により、1 月末日中のご回答を重ねてお願い申し上げます。

理由 1 当会の質問 1、質問 2 は、すでに環境省自然環境局総務課動物愛護管理室から「生後 50 日以前、自立前、離乳前、治療が必要な幼猫を川崎市動物愛護センターから団体等へ譲渡することには問題がない」とのご回答をいただいております。所内でのご検討を待つまでも無く、回答いただける内容であると思います。

理由 2 今回のご回答期限を 1 月中とさせていただいた最も重要な理由は、ご回答が遅れば遅れるほど、その間、これらの幼猫達から生きるチャンスが奪われ致死処分になるからです。収容動物の譲渡をすすめる、命をつなげることが動物愛護センターの最大の任務といえます。譲渡担当獣医師の西村先生におかれましてはこの点を再確認いただきますよう心からお願い申し上げます。当会がこの業務に最大限の協力をさせていただく所存であることはすでに申し上げたとおりです。

尚、質問 3（収容動物の情報提供）については、一般向けにはホームページやその他技術面での検討が必要かと存じますので、多少、ご回答に日数がかかりましてもいたし方ございません。有効な情報提供の方法をお考えいただきたいと思います。但し、当会への情報提供については至急、具体的にご検討いただきますようお願い申し上げます。幼猫は保護収容後の保管の問題もあるかと思えます。その点の協力体制について、ご連絡いただければ当会では早急に相談に応じさせていただきます。

今回、当会は本件に関して環境省のご指導をいただいているため、一連の経過を環境省に報告させていただいておりますことから、伏して迅速なご対応をお願い申し上げます。